

公 示

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項
及び第14条の2に規定する講習の認定について

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第3条の2第1項及び第14条の2の規定に基づき、下記のとおり登録実施機関が行う講習として認定したので、同法施行規則第3条の2第3項の規定により公示する。

令和7年12月26日

中部運輸局長 中村 広樹

記

(講習を実施する者の名称)

株式会社 TDG ホールディングス

(講習を実施する者の主たる事務所の所在地)

三重県伊勢市小俣町元町1648番地10